

会計年度任用職員募集要項

1 会計年度任用職員とは

地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき任用される一般職の非常勤職員のことをいいます。任用された場合は一般職の地方公務員となり、服務規程（職務専念義務や守秘義務等）等が適用されます。

2 募集する職種、募集人員

看護補助者 若干名

3 職務内容

病棟での患者の介助、看護補助業務など

4 任用期間

令和2年10月1日から令和3年3月31日まで

5 就業場所

かみいち総合病院

6 勤務時間、休憩時間、時間外勤務及び休日勤務の有無

看護部の勤務シフトにより、1日につき7時間45分

午前7時30分から午後4時15分まで（早番）

午前9時45分から午後6時30分まで（遅番）

休憩時間 午後0時から午後1時まで

時間外勤務及び休日勤務 あり

7 給料・報酬及び諸手当

行（二）1級8号 月額 139,100円

期末手当 12月に支給（年1.3月分。ただし、在職期間別割合を乗じて得た額）

※令和2年度は、12月期にのみ支給

8 資格要件

なし

9 欠格事項

次のいずれかに該当する者は、申込みできません。

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 地方公務員法第16条の規定に該当する者

10 申込手続

(1) 提出書類

履歴書

(2) 受付期間

令和2年8月27日（木）から同年9月23日（水）まで

(3) 申込先及び問合せ先

かみいち総合病院 総務課 人事担当

〒930-0391 富山県中新川郡上市町法音寺 51 番地

TEL076-472-1212（内線 3221）

11 勤務条件に関する留意事項

(1) 服務に関する規定の適用について

会計年度任用職員には、地方公務員法上の服務に関する規定が適用されます。

- ・ 服務の根本基準（地方公務員法第 30 条）
- ・ 服務の宣誓（地方公務員法第 31 条）
- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条）
- ・ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第 33 条）
- ・ 秘密を守る義務（地方公務員法第 34 条）
- ・ 職務に専念する義務（地方公務員法第 35 条）
- ・ 政治的行為の制限（地方公務員法第 36 条）
- ・ 争議行為等の禁止（地方公務員法第 37 条）
- ・ 営利企業への従事等への制限（地方公務員法第 37 条）

そのほか、上市町職員服務規程、上市町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則等、町の各種規程が適用されます。分限・懲戒処分等の対象となりますので、御留意ください。

(2) 条件付採用について

任用期間、勤務日数又は勤務時間の長短、前職の勤務実績の有無等にかかわらず、会計年度任用職員を含む全ての一般職の職員は、条件付採用となります。

また、採用後 1 月間の勤務日数が 15 日に満たない場合には、その日数が 15 日に達するまで（最長任期の末日まで）延長されることとなります。

なお、再度の任用の場合においても、その都度、条件付採用期間が設定されます。

(3) 社会保険等の加入について

○社会保険

次の要件のいずれかを満たす者は、社会保険に加入することとなります（また、条件を満たすフルタイム会計年度任用職員は、共済に加入することとなります）。

ア 勤務時間又は日数が常勤職員の 4 分の 3 以上（週 29 時間超）となる者

イ 常勤職員の 4 分の 3 を下回る場合は、次の要件の全てを満たす者

- a 週の所定労働時間が 20 時間以上
- b 月額報酬が 8.8 万円以上
- c 任期が 1 年以上の見込み
- d 学生でないこと

○雇用保険

任期が 31 日以上で、かつ、週 20 時間以上勤務する方は、雇用保険に加入することとなります。

その他 再度の任用等について

任用については、手続なく「更新」されたり、長期にわたって継続して勤務が約束されたりするものではありません。同一の職務内容の職が翌年度に設定される場合は、平等取扱いの原則や成績主義の下、客観的な能力の実証を経て任用が決定されます。

なお、毎年度公募することもあります。公募によらず従前の勤務実績に基づく能力の実証により行う再度の任用の回数は、2 回（最大 3 年間）までとしています。